

(総則)

第 1 条 従業員が退職（当社との雇用関係が終了すること）したときは、この規程により退職金を支給する。

(退職金の支給方法)

第 2 条 前条の退職金の支給は、当社が勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部（以下「機構・建退共」という。）と建設業退職金共済契約を締結し、建設現場で働く労働者（以下「現場労働者」という。）を被共済者とすることによって行うものとする。

(被共済者となることの告知)

第 3 条 新たに現場労働者を雇用する際には、その者に対し、その者が被共済者となるかどうかを告知する。

(被共済者とならない者)

第 4 条 第 2 条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、被共済者とならないものとする。

- 1 前条の告知に対し、被共済者となることに反対の意思を表明した者。
- 2 建退共、清退共、林退共から不正な方法で退職金を受け取り、又は受け取ろうとした日から 1 年を経過していない者。
- 3 中退共の被共済者で、不正の行為によって退職金又は解約手当金を受け取り、又は受け取ろうとしたため契約を解除された日から 1 年を経過していない者。

(被共済者とならないものとすることができる者)

第 5 条 第●条の規定にかかわらず、当社は次に掲げる者を機構に届け出ることによって、被共済者とならないものとすることができる。

- 1 所定労働時間が週●時間未満の者。
- 2 近い将来建設業以外で働くこと、又は無職となることが明白であり、掛金納付月数が機構・建退共が定める支給要件を満たさないことが明らかな者。

通常の所定労働時間と比べて、概ね 3 分の 2 程度を基準としてください。

(退職金共済手帳の交付)

第 6 条 当社は、新たに雇い入れた現場労働者については、機構・建退共に対し共済手帳申込の手続きを行い、被共済者に対して、遅滞なく、退

職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）を交付する。ただし、すでに共済手帳を所持するものについては、この限りではない。

（退職金共済掛金）

- 第 7 条 1 当社は、被共済者に賃金を支払う都度、建設業退職金共済約款に基づき定められた掛金日額にその者が就労した日数を乗じて得た金額に相当する額の掛金を当社の定めた掛金納付方法（証紙貼付方式または電子申請方式）により当社の全額負担で納付することとする。
- 2 共済証紙貼付による掛金納付の場合、被共済者は、賃金の支払いを受ける際に、その所持する共済手帳を当社に提出しなければならない。

（退職金の額）

- 第 8 条 1 退職金の額は、中小企業退職金共済法及び同法施行令によって定められる額とする。
- 2 共済手帳を所持した者を雇用した場合は、前項により支給された退職金額から、従前の会社で納付された掛金に基づく退職金試算額を差し引いた額を当社の退職金額とする。

（退職金の減額）

- 第 9 条 被共済者がその責めに帰すべき事由により退職した場合には、当社は機構・建退共に退職金の減額を申し出ることがある。

（退職金の請求）

- 第 10 条 退職金は、中小企業退職金共済法、同法施行令及び同法施行規則に従い、被共済者に交付された共済手帳により、被共済者自身が速やかに手続きを行い、機構・建退共から直接支給を受けるものとする。

（規程の改廃）

- 第 11 条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。

（附則）

- 第 12 条 この規程は○年○月○日から実施する。